

検討の進め方（案）

検討の進め方（案）

○令和2年改正事項への対応に係る論点について検討したのち、令和3年改正法案への対応に係る論点について検討する。

※令和3年改正法案については、公布後原則1年以内に施行とされていることから、国会での審議の状況を踏まえながら対応

○本年秋ごろには、パブリックコメントを実施する必要があることから、合同会議の委員から構成するタスク・フォースを開催し調査・検討を行いつつ、合同会議においても検討を行う。

2021年秋頃まで：タスク・フォース月1～2回、合同会議1～2回
2021年秋頃：パブリックコメント
2021年冬頃：タスク・フォース1～2回、合同会議1回
2022年1～2月：告示

「資料1：生命科学・医学系研究等における個人情報の取扱い等に関する合同会議の開催について（案）」抜粋

2. 運営方法

(2) タスク・フォースの開催について

- ・特定の事項を調査・検討するため、合同会議の委員から構成されるタスク・フォースを開催することができる。
- ・タスク・フォースの委員及びタスク・フォースの座長は、合同会議の座長が指名する。タスク・フォースの座長は、調査・検討の経過及び結果を合同会議に報告するものとする。

(3) 議事及び会議資料の公開について

- ・合同会議の議事及び会議資料は、原則として公開とする。ただし、審議の円滑な実施に影響が生じるものとして、議事及び会議資料を非公開とすることが適当であると合同会議が認める案件を調査審議する場合は、非公開とする。
- ・タスク・フォースを開催する場合、その議事は率直かつ自由な意見交換を確保するため原則として非公開とし、会議資料及び議事概要を会議後速やかに公表する。ただし、タスク・フォース座長が特に必要と認めるときは、会議資料及び議事概要の一部を公表しないものとする。